官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔規　則〕
○遺失物法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　一
〔告　示〕
○平成二十八年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（総務三五）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

規則

○国家公安委員会規則第一号

遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第五条（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十条の規定に基づき、遺失物法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月十四日

国家公安委員会委員長　松本　純

遺失物法施行規則の一部を改正する規則

遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。